

広島県水道広域連合企業団建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

令和7年 6月1日 制 定

令和8年10月1日一部改正

1 目的

本要領は、広島県水道広域連合企業団が発注する建設工事において、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及を促進するための必要な事項を定め、もって、CCUSを活用した工事（以下「CCUS活用工事」）の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ C C U S : 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。
- ・ 登 録 事 業 者 率 : 計測日における「CCUS登録事業者の数／下請企業の数」
- ・ 平均登録事業者率 : 計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・ 登 録 技 能 者 率 : 計測日における「CCUS登録技能者の数／技能者の数」
- ・ 平均登録技能者率 : 計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・ 就 業 履 歴 蓄 積 率 : CCUSカードをカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・ 平均就業履歴蓄積率 : 計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。
- ・ 計 測 日 : 計測日は、受発注者協議の上で決定こととし、現場作業着手日（準備工除く）から現場作業完了日（後片付け除く）の期間（以下「対象期間」という。）が1年を超える場合は、現場作業着手日から6ヶ月後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度を目安とする。なお、対象期間が1年に満たない場合は、初回の計測日を対象期間の概ね中間を目安とし、計測回数は最低2回以上とする。
- ・ CCUS登録事業者 : 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者 : 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 技 能 者 : 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ 下 請 企 業 : 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 現 場 利 用 料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する

事業者が支払いを行う費用のこと。

3 CCUS活用工事

(1) 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、工場製作のみの工事及び災害復旧工事は対象外とする。

(2) 発注方式

請負対象設計金額1億2千万円以上の工事を「発注者指定型」、請負対象設計金額1億2千万円未満の工事を「受注者希望型」とし、工事の発注時に特記仕様書に記載する。

(3) 評価基準

(1)の対象工事において、次のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

(4) 工事成績評定点への加点

受注者が(3)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、土木工事成績評定基準の審査項目運用表における「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点する。

受注者が(3)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率が70%以上を達成した場合は、同評価対象項目において更に1点加点する。

(5) 実施方法

ア 計測日の設定

契約の締結後、受注者は、計測日等の計画を発注者に協議する。

イ 基準の達成状況の確認方法

受注者は、(3)に掲げる各指標における評価基準の達成状況を、契約書に定める工期末の30日前までに、発注者に提出する。

(6) 未達成指標の報告

受注者は、(3)に掲げるいずれかの指標の最低基準を達成しなかった場合は、工事検査日まで、未達成の指標、要因及び改善策を発注者に報告する。

ただし、最低基準を達成しなかった場合においても、工事成績評定の減点は行わない。

4 費用計上

CCUSの活用にかかる費用については、次の条件を満たす支出実績に基づき、現場管理費に積上げ計上する。

なお、これらの費用は一般管理費の対象外とする。

(1) 条件

対象	条件
カードリーダー設置費用	当該現場で使用するためカードリーダーについて、 1現場当たり1台の購入費を計上する。 (条件) ・契約締結日の1か月前から現場での就業履歴の蓄積

	開始までの間に新規に購入したものに限る。 ・カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット等）及び通信費並びに電気使用料等については対象としない。 ・CCUSの継続的な利用の観点からリースの場合は対象としない。 （上限額） ・OSがWindowsの場合は1万円（税抜き） ・iOSの場合は3万円（税抜き） ※顔認証型のリーダー等で入構管理を行う場合も同様
現場利用料	CCUSの運営主体から請求があった当該現場の現場利用料を計上する。 （条件） 費用の計上は精算時に行うため、変更手続に要する期間を加味し、工期末の30日前までに請求があったものを対象とする。

(2) 確認方法

受注者は、工期末の30日前までに、支出実績を証明する次の書類を発注者に提出する。

対象	提出書類
カードリーダー設置費用	・設置状況の写真 ・カードリーダーの購入を証する領収書等で1台当たりの支出実績が確認できるものの写し
現場利用料	当該現場における現場利用料に係るCCUSの運営主体からの請求書の写し

注) カードリーダーを複数台同時に購入した場合は、購入台数及び購入金額が分かる領収書等の写しを提出するものとし、購入金額が複数台の合計額の場合は、合計額を購入台数で除した値を1台当たりの購入金額とする。

5 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により決定する。
- (2) CCUSへの登録及びシステムの利用方法等に係る質問は、運営主体である（一財）建設業振興基金に問合せを行うこと。

附則

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 令和8年10月1日改正については、令和8年10月1日から施行する。